第25期 第5回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和５年10月26日

　　至　令和５年10月26日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第5回 北広島市農業委員会総会議事録

令和5年10月26日（木）13時30分、第5回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程

日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　報告第1号　農地転用事業完了による専決処分について
日程第4　報告第2号　現況証明願による専決処分について
日程第5　議案第1号　現況証明願について
日程第6　議案第2号　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7　議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8　議案第4号　農地・非農地判断について
日程第9　議案第5号　農村滞在型余暇活動機能整備計画の変更について
日程第10　議案第6号　現地調査委員の指名について
日程第11　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　2番　安宅　一夫　委員　3番　山田　智美　委員
4番　宮北　輝　委員　5番　佐々木　珠惠　委員　6番　佐藤　芳之介　委員
7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　事務局出席者　事務局次長　山田　孝博　主査　武山　伍織　主査　石川　正人
主任　佐々木　正人　主事　上野　礼

（開会宣言　13時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により３番　山田委員、４番　宮北委員、以上２名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和５年10月26日、本日１日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日１日と決しました。

＜日程第３：報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（報告案件朗読）

議　　長　報告案件の朗読が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 1 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４：報告第２号「現況証明願による専決処分について」＞

議　　長　報告第２号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（報告案件朗読）

議　　長　報告案件の朗読が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第２号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第５：議案第１号「現況証明願について」＞

議　　長　議案第１号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

（議案朗読）

議　　長　議案の朗読が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、宮北委員長より調査結果の報告をお願い致します。

宮 北 委 員　令和５年10月16日、現況証明願による現地調査を山田委員、阿部委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、願出人　[redacted]氏、所有者　[redacted]の土地ですが、場所は[redacted]地区で、市役所を出て[redacted]線を[redacted]方面に6.2キロ進んだ先左手、[redacted]の裏手にある土地でございます。

この土地の現況は、相当年数耕作されておらず、雑木が繁茂している状態であり、土地の形状や周囲の状況などから農地への復元が困難と認められますので「非農地」と認定いたしました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定することにご異議ござい

ませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第６：議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」＞
議　　長　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。
事　務　局　（議案朗読）
議　　長　議案の朗読が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、山田委員より調査結果を報告願います。
山田委員　令和５年10月17日、農地法第３条許可申請による現地調査を塚本委員、森越委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。
番号１、譲渡人　[redacted]氏、譲受人　[redacted]氏による申請ですが、事業譲渡に伴う売買であり、現地及び許可申請書等を確認し、譲受人である[redacted]氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。以上、現地調査結果報告といたします。
議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。茶木委員どうぞ。
茶木委員　譲受人の方は新規就農で購入するのでしょうか。
事　務　局　譲受人の[redacted]ですが、既に管理人として[redacted]で10年程勤務されている方でございます。譲渡人の[redacted]が、申請理由にもあるとおり[redacted]の事業をすべて譲渡するという申請でございまして、農地として残っていた[redacted]については、農地法第３条の許可申請をもって売買するという申請でございます。現在農地を所有していないので、結果的には新規就農という形にはなりますが、10年近く管理をしていたので、[redacted]もこの農地の利用に参画していたということでございます。以上です。
議　　長　他に何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。議案第２号は、提案のとおり許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。議案第２号は、提案のとおり許可することに決しました。

＜日程第７：議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」＞
議　　長　議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。
事　務　局　（議案朗読）
議　　長　議案の朗読が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。過去より、[redacted]で許可をしてきた案件でございますので、それを含めて皆様でご検討をお願いいたします。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。議案第３号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。議案第３号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第８：議案第４号「農地・非農地判断について」＞
議　　長　議案第４号「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。
事　務　局　（議案朗読）
議　　長　議案の朗読が終わりました。事務局より補足説明を求められておりますので、これを許します。

事　務　局　今年度の農地利用状況調査につきましては、10月5日から行われ、各地区担当委員にお集まりいただき、計4回実施いたしました。ご協力の程ありがとうございました。

調査の区分につきましては、本日配布しております、令和5年度農地利用状況調査についての資料をご覧ください。

農地法第32号第1項第1号遊休農地緑区分については、17筆約12.9haとなっており、黄色区分については該当なしで、昨年度と比較すると約2.8ha減少しております。

続きまして、再生利用が困難な農地、非農地と判断された農地については、53筆、約8.1haと判断しております。

農地利用状況調査の今後の手続きについて、ご説明いたします。

今後の手続に関しまして、まず1号遊休農地と判断された農地の所有者に対して、利用意向調査を実施することとなっております。利用意向調査の内容といたしましては、今後の農地の利活用について、自分で管理・耕作をするのか、賃貸・売買の意向はあるのか、農地中間管理機構等への貸付希望があるのかなどを調査いたします。調査期間は送付から1か月以内となっており、11月中に回答を求めます。調査の結果、中間管理機構への貸付を希望するかたにつきましては、中間管理機構に通知をいたしまして、農地の利用を出来るかどうかの調整をする運びとなります。売買、賃貸等を希望の場合は、地区担当委員の皆様と相談させていただきながら、希望者を探す形となります。自己利用の場合について、意思の表明から6か月後の現地を確認し、意向どおりであれば問題ありませんが、利用等がされていない場合については、勧告等を行う必要があります。回答がない場合や農地の利用等が認められない場合も同様に勧告等の対象となります。

最後に、非農地と判断された農地所有者に対しましては、非農地通知書を発送いたします。この通知により、法務局にて地目変更が可能となります。以上です。

議　　長　補足説明が終わりました。番号1につきましては、佐々木委員が議事参与の制限の対象となりますので、退席願います。暫時休憩いたします。

（佐々木委員退席）

議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。番号1は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。番号1は、提案のとおり決定いたしました。ここで佐々木委員の除斥を解きます。暫時休憩いたします。

（佐々木委員着席）

議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。これより番号2から番号70について質疑を行います。質疑ございませんか。皆様で農地パトロールを行い判断したので、意見等はないかと思いますが、緑区分の遊休農地として判断した土地について、農業委員会としては地権者並びに耕作者に適正に管理してもらうよう、お願いする形となりますので、それも含めて皆様から意見を伺いたいと思います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。番号2から番号70については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第4号「農地・非農地判断について」は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第9：議案第5号「農村滞在型余暇活動機能整備計画の変更について」＞

議　　長　議案第5号「農村滞在型余暇活動機能整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（議案朗読）

議　　長　議案の朗読が終わりました。この案件につきましては、市農政課から補足説明を行いたい

旨の申し出がありますので、これを許します。

農　政　課　まず、全体的な制度の概要ですが、農林水産省では、農村の活性化には都市住民を受け入れるための施設などの条件整備が必要という考え方にたっており、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（通称：グリーンツーリズム法、農村休暇法）を制定しています。

市街化調整区域におけるグリーンツーリズムに関する建築物等の施設整備には、都市計画法上の手続上、市のグリーンツーリズム計画に掲載されている必要があるため、市では、この農村休暇法に基づいて、市内の農業振興地域である市街化調整区域全域を、グリーンツーリズムを促進するエリアとして、「農村滞在型余暇活動機能整備計画」（通称：グリーンツーリズム計画）で指定しています。

政策的にもグリーンツーリズムや6次産業化といった、農村地域の交流人口増を目指した施策を進めているところです。

今回は、この市の計画の変更について委員の皆さんから、ご意見があればお聞かせいただきたくお願いするものです。

次に、計画を変更する理由でありますが、グリーンツーリズム計画は概ね5年間隔で計画を見直すこととしており、この度見直し時期でありましたことから、昨年度に実施した農業者への意向調査を実施しております。

その際は、新たな希望は無かったところですが、この度、[redacted]地区で営農している[redacted]から、[redacted]地区において、今後、キャンプ場を含む農泊宿泊エリアの整備・運営を行いたいとの申し出があったためその内容を反映するとともに、①施設の整備状況の反映、②目標数値の更新、③統計数値の更新、④ボールパーク開業等の情勢を踏まえた文言表現の修正を行ったものです。

それでは主な変更箇所について、説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。右が変更前で、左が変更後です。

2ページから3ページにつきましては、地区の現況を説明する箇所ですが、直近の統計数値に改めるとともに、情勢を踏まえた表現に改めております。

5ページの整備計画の表についてですが、これまでの整備状況を反映するとともに、先ほど申し上げましたように、農泊・宿泊エリアに[redacted]地区を追加しています。

6ページにつきまして、中段以降に5の交流人口目標等として記載しておりますが、令和4年度を目標年としておりましたので、今回は令和4年度実績を基に5年後の令和9年度の目標に改めています。

目標の利用者数は、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ令和4年度の実績を基礎としているため、高い増加率となっていますが、現在の目標である855千人からは約10%の増加を見込んだものとなっております。

本日、追加で計画に添付する図面をお配りさせていただきましたが、こちらについてもただいま説明させていただいた内容を基に改めた内容となっております。

今後のスケジュールについてでありますが、本日の総会以後、11月17日に予定されている庁議に置きまして決定し、公告を行う予定としています。また、同じタイミングでこの度の計画変更を北海道の担当部署に報告を行うこととなっています。説明は以上となります。

議　　長　説明が終わりました。これより、変更に対する意見あるいは質疑をお受けいたしますが、ここで一度暫時休憩とし、皆様から質問等をしてもらい判断して頂こうと思います。暫時休憩します。

（暫時休憩）

議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」。の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第5号は、市に対し「異議がない旨」、文書によって通知することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第5号は、市に対し「異議がない旨」、文書によって通知す

ることといたします。

＜日程第 10：議案第 6 号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第 6 号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第 5 条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として 5 番　佐々木委員、6 番　佐藤委員、推進委員の調査委員として田村委員、調査補充委員として、農業委員は 1 番　茶木委員、推進委員は塚本委員を指名いたします。

＜日程第 11：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局次長　諸報告を行います。1 点目、次回の第 6 回農業委員会総会につきましては、令和 5 年 11 月 28 日火曜日、午後 1 時 30 分から北広島市役所 5 階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2 点目、会長と事務局の動静報告についてでございますが、11 月 13 日に地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会がございますので、よろしくお願いいたします。20 日は石狩地方連道内研修ということで、会長、局長が出席予定でございます。28 日は第 6 回農業委員会総会となっております。3 点目、次回の現地調査委員会の日程でございますが、先ほど指名のあった佐々木委員、佐藤委員、推進委員の田村委員、補充委員の茶木委員と塚本委員ですが、11 月 15 日水曜日午後 1 時 00 分からを予定しております。よろしくお願いいたします。改めて、農業委員・推進委員の研修会ですが事務局より説明させて頂きます。

事　務　局　令和 5 年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について、今回議案書と一緒に送付させて頂いております通知をご覧ください。昨年度同様に現地集合、現地解散とさせて頂ければと思います。11 月 13 日午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分までとなってございます。会場につきましては、昨年同様に北海道自治労会館 4 階でございます。現地集合とさせて頂きますが事務局 1 人が随行させて頂きますので、北広島駅に 0 時 35 分までにお越し頂き、0 時 40 分の快速エアポートに乗り会場へ向かいたいと思ってございますので、よろしくお願いいたします。また、やむを得ず欠席される場合は事務局までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

議　　長　委員の皆様から何かございませんか。なければ以上をもちまして第 5 回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　14 時 30 分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名